



低濃度PCB廃棄物

2027年
3月31日まで

汚染されている
かもしれません…

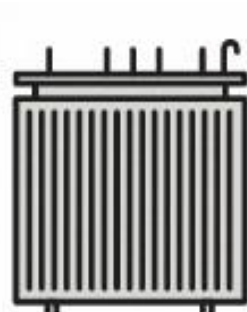
古い電気機器は、残っていませんか？ 今すぐ確認を！



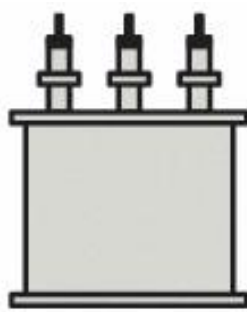
電気機器の絶縁油など、様々な用途で使用されていた**人体に有害な物質**です。

【PCB含有の可能性のある電機機器等の例】

① 自家用電気工作物

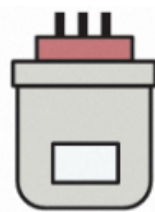


変圧器



コンデンサー等

② 非自家用電気工作物



低圧コンデンサー

・X線装置
・エレベーター、カーリフト等
・溶接機 ・分電盤
・コンプレッサー ・乾燥機
・工作機器 ・揚水ポンプ
・モーター ・冷蔵凍設備
などに取り付けられています。

③ 照明器具



照明器具安定器・コンデンサー

※使用中の電気設備等は感電の恐れがあり大変危険です。
機器の調査は必ず電気主任技術者等に依頼してください。

関係資料情報（詳細は各種資料をご確認ください）

※リーフレット画像をクリックすると
内容を見ることができます。



※一部の機器については、メーカー見解等の変更により**汚染可能性の期間が延長**されているものがありますので、
古い電気機器類を廃棄する際には、都度、PCB廃棄物に該当するか確認する必要があります。(メーカー照会、濃度分析調査等)

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

低濃度PCB助成金コールセンター TEL：098-995-7100

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時

(祝日年末年始を除く)

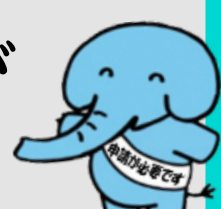
mail: joseikin@sanpainet.or.jp

URL: <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>



令和7年4月1日から
助成制度が

スタートしました。
(予算には限りがあります。)



☎ 詳細は、事業場の所在地を管轄する機関へお問い合わせください。

(発行 那覇市環境政策課 TEL：098-951-3231)

PCB廃棄物を取り扱う際の留意事項 Q&A



Q 1 P C B 廃棄物の濃度区分(高濃度・低濃度)について教えてください。

A 1

廃棄物の区分	P C B の濃度区分
高濃度 P C B 廃棄物	5, 000mg/kg (5, 000ppm=0. 5%) を超えるもの
低濃度 P C B 廃棄物	0. 5mg/kg (0. 5ppm=0. 00005%) を超え 5, 000mg/kg 以下のもの ※ただし、塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性の PCB 汚染物については、100, 000mg/kg (100, 000 p p m = 10%) を境に高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物に分類されています。
普通の産業廃棄物	0. 5mg/kg 以下のもの

Q 2 P C B 廃棄物の処理責任は誰にあるの？

A 2 P C B 特別措置法※1には、「その事業活動に伴って P C B 廃棄物を保管する事業者(保管事業者)は、その P C B 廃棄物を自らの責任において確実にかつ適正に処理しなければならない」と定められています。

※1 P C B 特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

●保管事業者とは？

事業の用に供する設備として P C B 含有機器類を設置又は使用し、同機器類を廃棄する者(機器類の所有者、建物の所有者等)

【注】実質的な処理責任者は、P C B 含有機器等が廃棄物になった時期等によって判断することとなりますので、不明な場合は管轄の自治体へお問い合わせください。

Q 3 建設工事等※2に伴い生じた P C B 廃棄物(残置物を含む)は、元請業者や下請業者が処理(保管、収集・運搬、処分)してもいいの？

※2 建設工事等：解体工事、改修工事、電気工事等の各種工事のこと

A 3 工事業者が P C B 廃棄物を処理（保管、収集・運搬、処分）することはできません。P C B 廃棄物は、「特別管理産業廃棄物」に区分されており、特定の処理業者※3に委託して処理しなければなりません。また、P C B 特別措置法において譲受け及び譲渡しが制限※4されており、機器類の所有者等が処理する必要があります。建設工事等に伴い P C B 廃棄物が生じた場合は、速やかに発注者等へ報告し、適切な処理を行うようお伝えいただくとともに、管轄の自治体へ連絡するようご案内をお願いします。

※3 特定の処理業者：P C B 廃棄物等が事業範囲に含まれる収集運搬業者、国の認定を受けた無害化処理施設又は都道府県等の許可を受けた処分業者

※4 P C B 廃棄物の確実にかつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除く

(譲渡し及び譲受けの制限)

第17条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実にかつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

Q 4 P C B 廃棄物(疑いがあるものを含む)が発見されたら、どうしたらいいの？

A 4 P C B 廃棄物の保管事業者は、機器の種類に応じて関係機関や自治体への届出及び期限内処分が義務付けられています。速やかに管轄の自治体へご連絡ください。

- 自家用電気工作物(変電設備)
 - ①管轄する自治体※5へ届出※6が必要（翌年度6月末まで）
 - ②産業保安監督部へ遅滞なく届出が必要（廃止届出書）
 - 非自家用電気工作物
 - ①管轄する自治体へ届出が必要（翌年度6月末まで）
- ※5 那覇市内の事業場に保管している場合 → 那覇市環境政策課
那覇市外の事業場に保管している場合 → 管轄の保健所



※6 那覇市ホームページ



沖縄県ホームページ



～ P C B 廃棄物の保管事業者、各種工事会社様へのお願い～

- 各種工事(解体工事、修繕工事、電気工事等)にあたっては、P C B 廃棄物に係るトラブルや不適正処理等を未然に防止するため、事前に発注者等に P C B 廃棄物の処理責任についてご説明のうえ、P C B 廃棄物が確認された場合の対応について取り決めるようお願いします。
- P C B 含有の可能性のある機器類の廃棄にあたっては、あらかじめメーカーへの照会や P C B 濃度の分析調査等により P C B 廃棄物に該当するか確認し、適正に処分するようお願いします。